

忘れ物・落とし物の取扱いについて

病院敷地内で拾得した忘れ物・落とし物につきまして、一定期間（3ヶ月）保管いたしますが、保管期間内に持ち主の方が現れなかった場合は処分させていただきます。

ただし、長期保存が困難な拾得物については当院判断の上、早めに処分いたします。また、現金・貴重品等は保存期間に関わらず、当院の所轄警察署へ届出をさせていただきます。

なお、忘れ物・落とし物が見つからない場合におきましても、当院は一切の責任を負いかねます。

敷地内、施設内での移動やお帰りの際は、忘れ物・落とし物に十分にご注意ください。

令和元年 12 月 24 日

東千葉メディカルセンター